

# 本院における 初診時・再診時負担額改定のお知らせ

地域の医療機関と特定機能病院等の高度な医療を提供する医療機関との役割分担（機能分化）を一層推進する観点から、紹介状を持参されない患者さんに係る定額負担額を以下のとおり改定いたします。

## 改定内容

	変更前	変更後
<b>初診時</b> ※紹介状を持参されない初診患者さん	11,000円	<b>13,200円</b>
<b>再診時</b> ※当院の医師が患者さんの同意の下、他院に文書での紹介を行ったにもかかわらず、患者さんの希望で当院を受診された再診患者さん	3,300円	<b>6,050円</b>

## 変更時期：令和6年10月1日～

※以下の場合には徴収対象外となります。

- ・他機関から紹介状を持参された場合
- ・院内紹介による受診（医科歯科間含む）
- ・救急車で搬送された場合
- ・生活保護や特定の疾患等により各種公費負担の対象となっている場合
- ・治験協力者
- ・検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- ・外来受診から継続して入院となった場合
- ・災害による被害を受けた場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療

当院を受診される場合は、原則、地域の医療機関の診察を受けていただき、紹介状を持参の上受診をお願いしております。本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。